

議 事 録

令和5年12月8日

開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室	13:30～15:30
会議名	第6回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	坂本 森下 玉岡 門口 森田 高田 西田 大田 藤室 川口(一) 中原	
	福岡 田中 池町 福地 山本 西尾 橋本 折戸 喜多 西口	
	(計21名)	
	吉岡 川口(貞)	
欠席者	稲森 喜久永	
事務局	小林 前川 矢野 北田 岡嶋	
議 事		
議 長	定刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会、第6回総会を開催します。	
議 長	それでは、総会の成立報告を事務局に求めます。	
事務局	出席委員は総数23名中21名で、農業委員会等に関する法律による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告いたします。	
議 長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。	
一 同	異議なし。	
議 長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。署名者は、12番の田中委員、16番の山本委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。	
議 長	それでは、只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を、報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます	
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。賃貸借の合意解約がなされ、報告件数11件、筆数は田19筆、面積は合計33,937㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議 長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。	
議 長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、説明のとおりご承知おきください。	
議 長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～11について、事務局は説明してください。	
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。総会資料2ページをご覧ください。No.1、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は135aで、取得後は152aとなります。譲受人は農作業歴50年で、妻とともに農作業に常時従事しています。農機具はトラクター1台、耕運機1台を保有し、田植機及びコンバインはそれぞれ1台ずつリースされています。現在、申請地にてすでに譲受人が大豆を作付けしており、今後は水稻を作る予定で、効率的に耕作できると認められます。	
事務局	No.2、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は119aで、取得後は212aとなります。譲受人は農作業歴10年で妻とともに常時従事します。農機具は耕運機1台を保有し、トラクター、田植機、コンバインはそれぞれ1台ずつをリースされており、取得後は水稻、ゆず、栗を作付けされます。現在、申請地の一部にてすでに譲受人が作付けしており、取得後も効率的に耕作できると認められます。	
事務局	No.3、詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は234aで、農作業歴は本人が40年、子が15年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有され、申請地では水稻を耕作されます。申請地は自宅から800mで、取得後も効率的に耕作できると認められます。	

事務局	No.4、詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は102aで、農作業歴は本人が59年、妻が45年、子が25年で常時従事されています。農機具はトラクターを2台、田植機を1台、コンバインを2台所有され、申請地では水稻を耕作されます。申請地は自宅から100mで、取得後も効率的に耕作できると認められます。
事務局	No.5、詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は149aで、農作業歴は本人が20年で常時従事されています。農機具はトラクターを1台所有され、田植機、コンバインは各1台リースし、申請地では野菜を耕作されます。申請地は自宅から50mで、取得後も効率的に耕作できると認められます。
事務局	No.6、詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は111aで、農作業歴は本人と母、兄が20年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有され、申請地では水稻を耕作されます。申請地は自宅から500mで、取得後も効率的に耕作できると認められます。
事務局	No.7、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積も27aとなります。農作業歴は本人が20年、父が50年、母が40年農業に従事しており問題ありません。農機具は、耕運機を所有、田植え機・コンバインをリースしており、取得後は水稻を耕作されます。申請地も自宅の近隣であり、以前から譲受人が耕作されており、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.8、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は104aとなります。農作業歴は本人が20年農業に従事しており問題ありません。農機具は、トラクター、田植え機、耕転機を所有されており、取得後は水稻を耕作されます。申請地も自宅から車で5分程度であり、また、近隣も多数耕作されており、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.9、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は97aとなります。農作業歴は本人が50年、子が20年農業に従事しており問題ありません。農機具は、トラクター・コンバイン・田植え機・耕転機を所有されており、取得後は水稻、たまねぎ・大根等の野菜を耕作されます。申請地も自宅から車で5分程度と近隣であり、また以前から譲受人が耕作されており、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.10からNo.11は、譲渡人が同一で譲受人が夫婦のため、併せて説明させていただきます。申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は110aとなります。農作業歴は夫が12年、妻が12年、子が1年農業に従事しており問題ありません。農機具は、トラクター・コンバイン・田植え機をリースされており、取得後は水稻・梅等を耕作されます。申請地も自宅から車で5分程度と近隣であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
議 長	只今の説明に関連して、鞆田地区、柘植地区、西柘植地区、壬生野地区、新居・三田地区担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
山本委員	No.1、No.2について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。No.2については譲受人が以前から耕作しており、特に問題はございません。
福岡委員	No.3、No.4について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。No.3については譲受人が以前から耕作しており、特に問題はございません。
田中委員	No.5について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
池町委員	No.6について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
森田委員	No.7からNo.11について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～11について、一括して採決することにご異議ございませんか。

一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.1～11について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～11については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第1号No.12～23について、事務局は説明してください。
事務局	No.12、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は419aとなります。農作業歴は本人が20年、父が40年農業に従事しており問題ありません。農機具は、トラクター2台を所有され、取得後は水稻を耕作されます。申請地も自宅から400mと近隣であり、また周辺農地も多数耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.13、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は505aとなります。農作業歴は本人が50年農業に従事しており問題ありません。農機具は、コンバイン1台、トラクター3台、田植え機1台を所有され、取得後は水稻を耕作されます。申請地も自宅から車で10分程度と近隣であり、また周辺農地も多数耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.14、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人は農作業用に、耕運機、トラクター、コンバイン、乾燥機などを所有しています。売買による取得で、取得後は水稻を作付けされます。申請地は譲受人の自宅から50mの距離であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。
事務局	No.15、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人は農作業用に、トラクター、コンバイン、耕運機、乾燥機などを所有しています。売買による取得で、取得後は水稻を作付けされます。申請地は譲受人の自宅から徒歩3分の距離であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。
事務局	No.16、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人は農作業用に、トラクター、コンバイン、耕運機、草刈機などを所有しています。売買による取得で、取得後は水稻を作付けされます。申請地は譲受人の自宅から徒歩5分の距離であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。
事務局	No.17、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人は農作業用に、トラクター、コンバイン、田植え機、耕運機などを所有しています。売買による取得で、取得後は野菜を作付けされます。申請地は譲受人の自宅の隣接地であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。
事務局	No.18、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人は、津市から種生に転居予定です。農作業用に、管理機、軽トラックを購入予定で、家庭菜園として利用予定です。申請地は転居予定地と隣接しており、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。
事務局	No.19です。申請内容については総会資料のとおりです。譲渡人は高齢のため、譲受人である甥に、贈与により所有権を移転したいとの申請です。申請地は、上野運動公園体育館から南に約50mの位置にあり、譲受人の自宅からは約1kmの距離にあります。譲受人は、今回の申請をするために令和5年度産の稲作を譲渡人から教えてもらいながら、娘とともに栽培されました。今後も譲渡人から教えてもらいながら耕作していくとのことです。農機具については、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を譲渡人から借りる予定とのことです。所有権移転となりましても、譲渡人が水稻栽培の指導を行っていくとのことで、引き続いて効率よく管理できるものと判断します。

事務局	No.20です。申請内容については総会資料のとおりです。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、贈与により所有権を移転したいとの申請です。申請地は、伊賀市立中瀬小学校から北西に約800mの位置にあり、譲受人の自宅からは車で約5分で行ける距離にあります。譲受人は、父親の後継者であり、水稻・梨・野菜等をご両親とともに栽培されており、農作業への年間従事日数は、300日となっています。父親とともに使用している農機具は、トラクター1台、田植機1台、梨の消毒機1台、乗用草刈機1台となっています。申請地は、梨が栽培されています。父から子へ少しずつ贈与をしていく予定と伺っており、所有権移転となりましても、引き続いて効率よく管理できるものと判断します。
事務局	No.21とNo.22は交換ですので合わせて説明します。説明の関係上、まずはNo.22をご覧ください。申請内容については総会資料のとおりです。申請地の田は、伊賀市文化会館から南に約900mの位置にあり、譲受人の自宅からは100m以内の距離にあります。また、畑については田のすぐ南東にあります。譲渡人は、賃貸借権の設定をされていたので、1ページのNo.1とNo.2で令和5年11月16日で合意解約され、この度の申請となっています。この申請にあたりましては、譲受人の農業用倉庫が自宅敷地内にありますが、将来的に申請の田に移転したいということで、譲渡人に申し出たところ、交換について快諾をいただいたと伺っています。譲受人は、水稻及び野菜等を妻と子とともに栽培されています。所有している農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台です。譲受人の自宅から近い距離にあることから、引き続いて効率よく管理できるものと判断します。 次にNo.21です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、伊賀市文化会館から南東に約350mの位置にあります。譲受人が所有されている圃場整備田については、利用権設定を行い、残った農地については管理をされています。申請地においても、利用権設定を行う予定と伺っています。賃貸借権を設定することにより、引き続いて効率よく活用していただけると判断します。
事務局	No.23です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、島ヶ原支所から北西に約250mの位置にあり、譲受人の自宅からは約20mの近距離にあります。譲受人は、現在わずかながら、自家用野菜を栽培されており、妻とともに農作業に従事しています。譲受人は、小型耕運機1台を所有しています。申請地においても、自家用の野菜を栽培される予定です。譲受人の自宅から近いことから、効率よく管理できるものと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、山田地区、猪田地区、種生地区、小田地区、中瀬地区、友生地区担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。島ヶ原地区は私から説明します。
西尾委員	No.12、No.13について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
川口委員	No.14からNo.17について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。No.14からNo.16は、譲受人同士が近所で農地までも近いため、特に問題はございません。
喜多委員	No.18について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。家庭菜園をするため、特に問題はございません。
玉岡委員	No.19について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。譲渡人が指導し水稻を栽培するため、特に問題はございません。
西田委員	No.20について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。娘に贈与するため、特に問題はございません。
大田委員	No.21、No.22について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。交換のため、特に問題はございません。
坂本委員	No.23について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。譲渡人が高齢で譲受人が家庭菜園をするため、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.12～23について、一括して採決することにご異議ございませんか。

一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.12～23について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.12～23については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1～4について、事務局は説明してください。
事務局	議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。総会資料5ページをご覧ください。No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は、阿山支所から南へ約300mに位置し、周囲の状況からいずれの農地区分にも該当しない第2種農地として判断します。施設の概要は、すでに昭和33年から譲受人の実家の庭の一部として利用しており、顛末書が提出されております。申請人の実家に隣接する狭小な土地で代替地もなく、今回の転用はやむをえないものと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透および申請地の東側の既設排水路に放流しています。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。申請地は名阪国道壬生野インターから西へ500mほどで、地番〇〇番の田1筆は土地改良事業の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地となりますが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから転用に問題はなく、また、地番〇〇番の畑1筆は第2種農地と判断します。申請地では、申請人が一戸建て住宅を新築するとのことで、建ぺい率は31.6%で適正な建ぺい率22%を超えており問題なく、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事期間は許可日から令和6年7月31日までであり、土地造成については、道路面まで盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを積むことにより、隣接農地への土砂の流出を防止する計画です。取水は上水道を利用し、汚水、雑排水は敷地内で集水後に公共下水道へ放流、雨水は既設水路へ放流する計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.3です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、伊賀市文化会館から西に約400mに位置しており、用途地域であることから、第3種農地となります。申請地は、No.4の案件に関して分筆する際の測量において、現在の自宅の宅地を超えて農地部分を敷地として利用していたことが判明し、改めて分筆を行い、申請するものです。昭和62年に居宅を建築した当時から利用していたこととなりますので、顛末書を添付しての申請となっており、今回の転用はやむを得ないものと判断します。雨水排水については、敷地内の水路を経由して既設の排水管に放流しています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっています。また、隣接所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
事務局	No.4です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地はNo.3の東側に隣接しており、No.3と同様に用地地域であることから第3種農地になります。申請者は現在申請地の西側に居住していますが、その居宅を息子夫婦に譲って、新たに申請者の居宅を建築するものです。居宅の建築については、申請地とその西側の宅地を一体的に利用することで、合計面積282㎡に対して、建築面積が57.96㎡ですので建ぺい率が20.6%となり、適正な建ぺい率22%を下回っているため、理由書を提出していただいています。理由書の内容は、建築後に作業場及びカーポートを設置する予定となっており、合わせますと建ぺい率が34%になるということです。土地造成は、整地のみです。取水は、上水道を引込み、生活雑排水は浄化槽を経由して、雨水とともに既設の排水管に放流します。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっています。また、隣接所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、河合地区、壬生野地区、友生地区担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

福地委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
池町委員	No.2について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。隣地に影響ないため、特に問題はございません。
大田委員	No.3、No.4について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1～4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」No.1～4は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～7について、事務局は説明してください。
事務局	議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。総会資料6ページをご覧ください。No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は、国道368号線(名張街道バイパス)の菖蒲池の交差点から西に250mに位置する道路沿いの土地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。施設の概要は譲受人の事業用の資材置場および駐車場(18台分)として利用する計画です。譲り受ける法人は平成30年に設立され、土木工事の設計、施工、管理および請負に関する事業を行っています。会社の住所は高畑ですが、主に名張市での工事が多いことから当該地に施設が必要となった次第です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透により処理します。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。以上の内容から今回の転用はやむをえないものと考えられます。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。申請地は、花之木地区市民センターから西へ約100mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。施設の概要は太陽光発電施設として太陽光パネルを171枚設置し、管理用に2台分の駐車場として利用する計画です。周囲を宅地及び太陽光発電施設、河川で囲まれた10ha未満の農地集団に含まれる農地であることから今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より6か月間の計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透により処理します。区や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.3、詳細は議案書のとおりです。申請地は伊賀市立壬生野小学校から東へ1.2kmほどで、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は、譲渡人と譲受人が太陽光発電施設として利用することで了承したものであり、転用はやむを得ないと判断します。工事計画は令和6年2月1日から令和6年9月30日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。太陽光パネルを200枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.4、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、三田地区市民センターから南東に500mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。申請地は基盤整備されていない狭小な農地であることから、太陽光発電施設として活用するという一方で、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和6年2月29日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び南側の既設排水路へ放流する計画です。太陽光パネルを170枚設置、地元地区や土地改良区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.5、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、三田地区市民センターから北東に約1kmに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。申請地は基盤整備されていない狭小な農地であることから、太陽光発電施設として活用するという事で、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和6年3月末日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び南側の既設排水路へ放流する計画です。太陽光パネルを170枚設置、地元地区や土地改良区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.6、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、三田地区市民センターから北東に800mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。申請地は基盤整備されていない狭小な農地であることから、太陽光発電施設として活用するという事で、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和6年3月末日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び南西の既設排水路へ放流する計画です。太陽光パネルを140枚設置、地元地区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.7、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は府中地区市民センターから北西へ約200mに位置し、土地改良事業の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地となりますが、既存工場敷地の拡張であり、既存施設の敷地面積1,964.722㎡の1/2を超えないことから問題はありません。申請地は、事業拡大のために駐車場を整備するものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和6年2月29日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水及び汚水・雑排水はなく、雨水は西側の既設排水路へ放流する計画です。区や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、古山地区、花之木地区、壬生野地区、三田地区、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
中原委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
門口委員	No.2について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。周りも太陽光が設置されていますし、隣地にも影響がないため、特に問題はございません。
池町委員	No.3について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
森田委員	No.4からNo.6について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。No.4からNo.6については、周りも太陽光が設置されているため、特に問題はございません。
高田委員	No.7について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議長	ご意見ありませんか。ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～7について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～7について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～7は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第3号No.8～15について、事務局は説明してください。

事務局	No.8、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、真泥集落センターから北西へ500mに位置する農用地区域内農地です。採取計画によりますと、全体面積3,134㎡、掘削面積2,625.6㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深5m、安定勾配1:1.2で切り込み8,227.8㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は場内に一時堆積し、水切りした後〇〇プラントへ搬出します。埋め戻し土につきましては、掘削深5mの内、旧表土を0.1m、山土を1.5m、旧床土を0.5m、改良土を2.9m充てる計画となっています。山土については自社の山土を使用します。採取にあたりましては、地元関係者との調整も済みであり、災害防止計画を策定し、危険防止のための標識及び安全ロープの設置等、被害防除及び安全面にも配慮し、従業員並びに車両運転者に対し注意を促す計画となっています。排水は雨水のみで、沈砂池を設置し、用悪水路から服部川へ放流します。事業については、自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。採取跡地の埋め戻しについては、当該申請者と〇〇株式会社が共同申請を負っており、預託金処理契約もされていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。また、他法令につきましては、砂利採取法に基づく採取認可申請が伊賀農林事務所に提出され、砂利採取認可申請に伴う事前審査が行われており、また地元地区や隣接土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。
事務局	No.9、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、炊村集落センターから南へ800mに位置する農用地区域内農地で、申請地を農業施設用地として用途区分が行われている農地で農業用施設を建設するものです。また、開発指導室へ軽易な建築開発事業等届出書が提出されています。土地造成は整地のみで、工事期間は令和6年5月20日までの予定です。取水は無く、排水は雨水のみでU字溝より既設排水路へ放流します。地元地区や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.10、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、出後公民館から北東に200mに位置する農地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は、自宅敷地内にあるため、今回の転用はやむをえないものと考えられます。土地造成は整地のみで、工事期間は令和6年3月30日までの予定です。取水は無く、排水は雨水のみで南側の既設水路へ放流します。地元地区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.11、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、岡波病院から西へ約1,100mに位置しています。農用地内に位置し、通常は第1種農地ですが、農業施設用地の設定を受けています。転用目的は、隣接する豚舎から出てくる排水の処理施設です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水はなく、処理をした排水は北側の既設配管に放流します。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.12、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、Aコープ青山店の北西約50mに位置しています。県道松坂青山線の工事で中心を分断された残地で、すでに畑地化しており、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、資材置き場です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで、既設の排水路に放流します。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.13です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、旧伊賀市役所から北へ約550mに位置しており、用途地域であることから第3種農地となります。使用貸人と使用借人は親子関係にあり、許可日から永年間の使用貸借権を設定して、居宅を新築されます。申請地の面積238㎡に対して、建築面積81.15㎡ですので、建ぺい率が34.1%となり、適正な建ぺい率22%を超えているため、問題ございません。土地造成については、整地のみです。取水は上水道を引込み、生活雑排水は浄化槽を経由して既設水路へ、雨水については敷地内に水路を設け、既設水路へ放流します。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は使用借人が責任を持って解決することとなっております。隣接所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。

事務局	No.14です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、旧伊賀市役所から北西へ約1,400mに位置しており、用途地域であることから第3種農地となります。申請地の西側の隣接地は、既に賃借人の建設業用資材置場として利用されており、拡張して一体的に利用したいとの申請です。土地造成については、既存の資材置場と同じ高さになるように盛土を行い、砂利敷きをします。雨水については、自然浸透と敷地内に勾配を設け、北側の既設水路に放流します。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
事務局	No.15です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、伊賀市立東小学校から北に約350mに位置しており、用途地域であることから第3種農地となります。申請地の周辺に譲受人が管理している共同住宅の住人から駐車場を増設して欲しいという要望があったため、この度の申請となりました。土地造成については整地を行い、砂利敷きにします。雨水については、自然浸透及び敷地内の傾斜により既設排水路へ放流します。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、山田地区、猪田地区、阿保地区、小田・上野地区担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
西尾委員	No.8からNo.10について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。No.9ですが、3条で農地も購入し、規模を拡大して農業用機械を置くため、特に問題はございません。
川口委員	No.11について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。污水处理施設ですが、特に問題はございません。
折戸委員	No.12について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
玉岡委員	No.13からNo.15について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。No.13について周りは宅地、No.14については周辺に影響なく、No.15については排水等問題ないため、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
西田委員	No.9ですが、個人が建築する農業用倉庫で1,200㎡も必要ですか。何か別の用途に使うのではないですか。
事務局	何度も申請者に確認しましたし、利用計画図もしっかりと書かれていますし、近所の農機具も保管するとのこと、特に問題はありません。
議 長	他にご意見ありませんか。ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.8～15について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.8～15について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.8～15は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第4号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第4号No.1～4について、事務局は説明してください。
事務局	議案第4号、非農地証明下付願について説明します。議案書8ページをご覧ください。No.1、詳細は議案書のとおりです。場所は、白樫公民館から南西へ約150mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。当該農地は、昭和63年に奈良市の〇〇さんが相続により取得し、当人が遠方のため農地として管理もできないことから山林として現在も利用しており、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。

事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。申請地は伊賀市役所伊賀支所から北西へ200m程に位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。当該農地は、昭和52年に農業用倉庫が建築され宅地として利用しており、現地調査でも建物が建築されていることを確認し、農地に戻すことは困難であるため、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.3、申請内容については総会資料のとおりです。場所は、川北公民館から北東へ400mに位置する土地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。当該農地は、現地立会より昭和55年に植林し山林として利用したことを確認しており、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.4、申請内容については総会資料のとおりです。場所は、猿野公民館から南へ500mに位置する土地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。当該農地は、建物の全部事項証明書及び現地立会より平成元年に居宅を建築したことを確認しており、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、花垣地区、西柘植地区、布引・阿波地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中原委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はありません。
田中委員	No.2について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はありません。
橋本委員	No.3、No.4について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。No.3については、杉・檜を植林し、きれいに管理してあるため、特に問題はありません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号No.1～4について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第4号No.1～4について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第4号No.1～4は原案のとおり下付することに決定しました。
議 長	続きまして議案第5号「買受適格証明願」を議題とします。議案第5号No.1について事務局は説明してください。

事務局	9ページをご覧ください。No.1です。最初に買受適格証明願について説明します。この案件は、名古屋国税局による差押財産を公売するために公告されたものです。入札期間は、令和6年1月19日から令和6年2月1日までとなっており、その間に入札に参加申込をする際、登記地目が農地であるため、当委員会が交付する買受適格証明書が必要となります。開札日時は令和6年2月6日の10時で、売却決定日時は令和6年2月27日の11時です。願出者が落札されましたら、落札証明書を提出していただき、再度議案として審議をすることになります。証明願の添付書類として、農地として利用する場合には3条申請書類を、転用して利用する場合には5条申請書類を添付していただきます。今回の場合は、資材置場及び駐車場として利用されることから、5条申請を前提としてご審議いただきたいと思います。それでは、議案の説明をします。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、伊賀市文化会館から北に約400mに位置しており、用途地域であることから第3種農地となります。申請地の東側一体が願出者の本社となっており、本社の敷地の拡張のため、入札に参加したいとのことです。申請地は既に農地ではなく、前の所有者により、事業用の敷地として利用されており、願出者は現状のまま利用されとのことです。つきましては、願出人は5条申請の譲受人となることを前提に考慮した結果、転用目的が明確であり問題がありませんので買受適格者であると判断します。なお、当案件は仮に他の方が1月の議案として提出された場合でも入札に間に合うことから、公売の公平性を保つため、入札期間が終了するまでこの案件内容について公言しないようにお願いします。
議 長	只今の説明に関連して、中瀬地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
西田委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号No.1について、原案のとおり買受適格者であることに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、議案第5号「買受適格証明願」No.1は原案のとおり証明することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第6号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局は説明してください。
事務局	総会資料10ページをご覧ください。議案第6号、農用地利用集積計画についてご説明します。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定9件、再設定15件で、田63筆、畑12筆。計画面積は合計89,060.34㎡です。 (利用権全体説明) 以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上が農地利用集積計画の説明となります。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第6号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第6号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議 長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。ここで休憩を取り、その後、情報交換会を開催します。

議 長	定刻になりましたので、会議を再開します。3の情報交換会ですが、本日が2回目です。進め方を含めてまだ手探りの部分がありますが、よろしくお願いします。本日は、3番森田委員と、4番高田委員にお話しいただきます。お話しいただく内容は、広く農業・農村について、地域の実情や普段思っておられることをお話しいただければと思います。お話しいただく時間は10分以内、その後委員の皆様で20分以内で意見交換できればと思います。それでは、森田委員よろしくお願いします。
森田委員	スピーチ
議 長	森田委員のお話が終わりました。質問や意見のある方はおっしゃってください。挙手していただき議長が指名するかたちでお願いします。意見交換なので事務局から質問いただいても構いません。
各委員 森田委員	質疑・意見交換
議 長	ご意見ご質問が尽きたようなので、森田委員の意見交換を終了します。森田委員、ありがとうございました。続きまして、高田委員よろしくお願いします。
高田委員	スピーチ
議 長	高田委員のお話が終わりました。質問や意見のある方はおっしゃってください。挙手していただき議長が指名するかたちでお願いします。意見交換なので事務局から質問いただいても構いません。
各委員 高田委員	質疑・意見交換
議 長	ご意見ご質問が尽きたようなので、高田委員の意見交換を終了します。高田委員、ありがとうございました。これで、今月の情報交換会を終了します。来月は、5番西田委員、6番大田委員にお願いいたします。
議 長	続きましてその他の項の1「地域計画について」、事務局は説明してください。
事務局	説明
議 長	説明が終わりました。ご質問はございませんか。
議 長	ご質問が無いようですので、「地域計画について」は説明のとおりご承知おきください。
議 長	続きましてその他の項の2「視察研修について」、事務局は説明してください。
事務局	説明
議 長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。
議 長	ご発言が無いようですので、「視察研修について」は説明のとおりご承知おきください。
議 長	この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議 長	よろしいですか。続きまして、事務局から事務連絡はありますか。
事務局	次回の情報交換会のスピーチは、5番、中瀬地区の西田委員、6番、友生地区の大田委員を予定していますので、準備をお願いします。

議 長	他にございませんか。 次回の総会は、1月10日(水)13時半から伊賀市役所2階202・203会議室で開催いたします。 以上をもちまして、伊賀市農業委員会第6回総会を閉会いたします。
-----	--

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 6年 8月 9日

会長

坂本 榮二

⑩

議事録署名者

田中 康俊

⑩

議事録署名者

山本 好啓

⑩